

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の役職員の報酬・給与等について

平成19年4月1日付けで独立行政法人国立特殊教育総合研究所から名称変更

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員を担当業務の実績に係る評価及び研究所の中期計画の達成度又は実施状況等を客観的評価に基づいて報酬に反映させるべく、役員に支給される賞与である特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及び担当業務に対する貢献度等を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減できることとしている。

役員報酬基準の改定内容

理事長

平成17年改正給与法による指定職俸給表の減額改定に準拠し、俸給月額を引き下げた(平成18年4月1日から適用)。ただし、特別職国家公務員の例を参考とし、職員と同様、引き下げ前の俸給月額との当該差額を俸給月額に合わせ支給するものとした。なお、この差額支給は、当該引き下げ適用日を含む任期中に限り適用するものとした。

理事

理事長に同じ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

前年度同額に据え置き

文中の「給与法」とは「一般職の職員の給与に関する法律」のことをいう。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	18,419	11,856	5,196	1,186 (地域手当) 181 (通勤手当)		
理事 (1人)	15,828	10,080	4,418	1,008 (地域手当) 322 (通勤手当)		
監事 (1人)				()		
監事 (非常勤) (2人)	408	408		()		

注: 「地域手当」は、横須賀市地域における民間の賃金及び物価等を考慮して、俸給月額の10%の額を支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

人件費の見積もりを考慮し、職種別の級別人数の目安を定めた上で、職員一人一人の研究所の業務に対する貢献度を、その職務遂行能力、職責、業績に応じて給与に適切に反映させる。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項の規定により、社会一般の情勢に適合したものとするため、国家公務員の給与水準等をその基準として考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たって、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績により行っている。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
俸給月額	毎年度1月1日の昇給日において、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて決定される昇給号俸数により昇給する

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

1. 平成17年改正給与法等に準拠し、次の改正を行った。

各俸給表の金額水準を平均で約4.2%引き下げ、号俸を4分割する形で号俸数を増やし、昇給日を毎年度1月1日に統一して、当該昇給日に勤務成績に応じた号俸数分の昇給を行うものとした。(俸給表の金額水準引き下げにともなう経過措置として、現給保障のための「差額」の支給も、改正給与法に準拠して行うものとした。)

従前の調整手当を「地域手当」に改め、当該支給根拠も改正給与法に準拠し改めた。

勤務実績を支給額により反映させるため、勤勉手当の成績率(支給率)を引き下げた上、成績率「優秀」以上の人員分布の拡大を図るための改正を行った。

2. 上記1. 以外の改正点

国立大学法人等との人事交流により当該国立大学法人から出向し、在職している職員に対し、当該出向により給与上不利が生じた場合に配慮するため、必要に応じ給与の調整ができるものとした。

文中の「給与法」とは、「一般職の職員の給与に関する法律」のことをいう。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 57	歳 46.8	千円 8,350	千円 6,136	千円 174	千円 2,214
事務・技術	人 17	歳 44.9	千円 6,984	千円 5,107	千円 186	千円 1,877
研究職種	人 37	歳 47.9	千円 9,270	千円 6,824	千円 173	千円 2,446
その他医療職種	人 3	歳 43.8	千円 4,743	千円 3,479	千円 129	千円 1,264

注：その他医療職種とは、心理療法士及び脳波測定員である。

注：常勤職員の職種は、上記の3種類のみである。

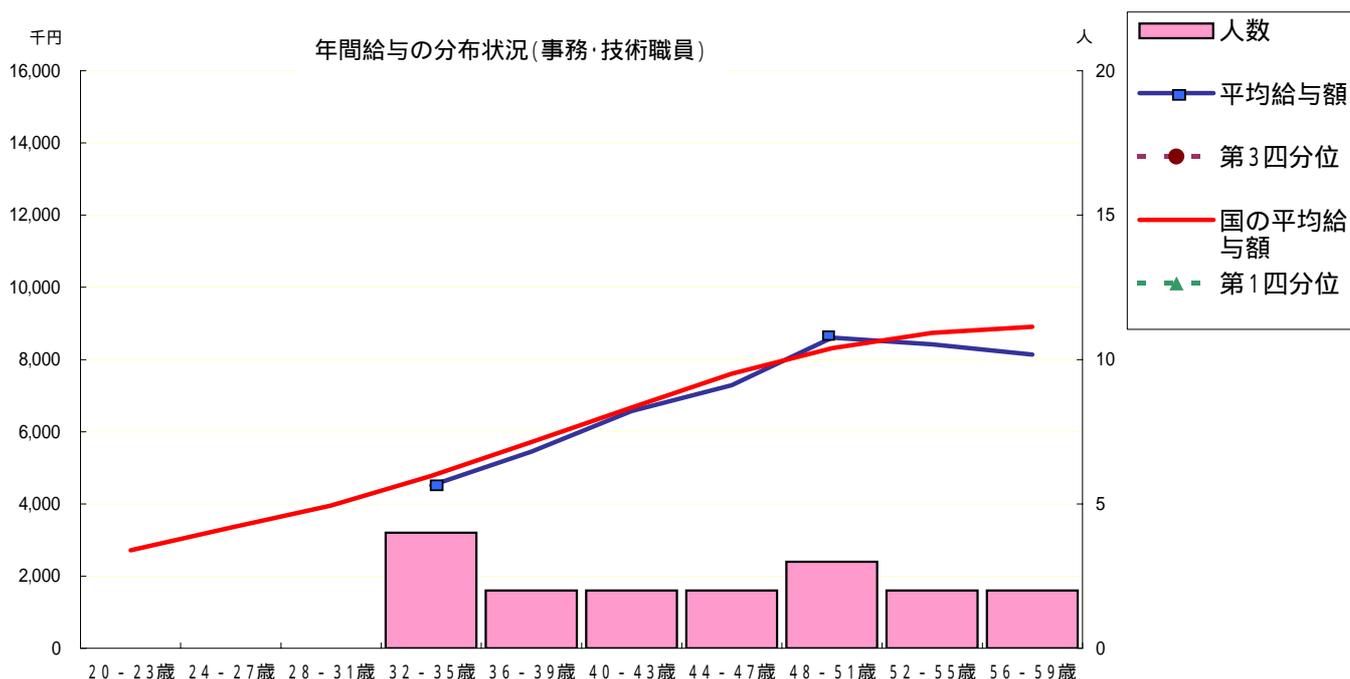
注：在外職員、任期付職員及び再任用職員は該当者なし。

非常勤職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注：非常勤職員については、事務・技術職以外の職種は該当者なし。

注：該当者が1名により、当該個人に関する情報が特定されてしまうことから、年齢及び給与の記載は省略した。

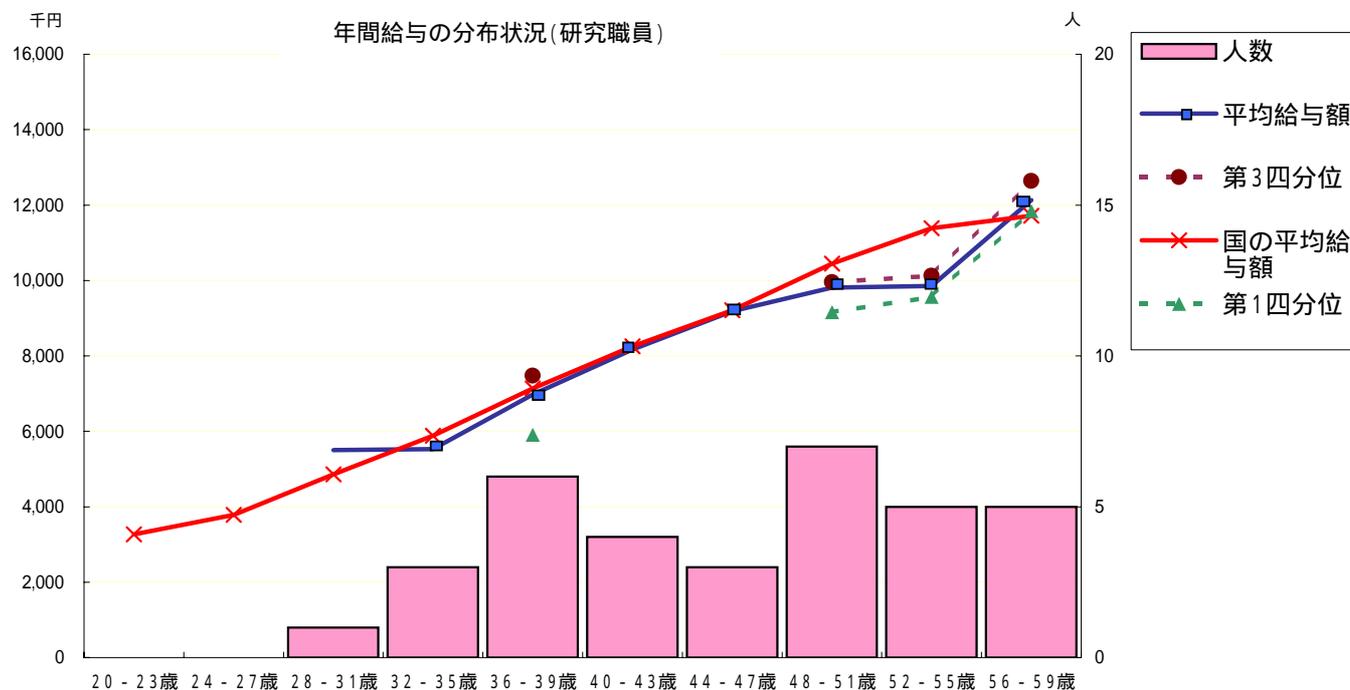
年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員(その他医療職種を除く。在外職員、任期付職員及び再任用職員は該当なし。以下、まで同じ。))



注1： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2： 該当者が2人以下の年齢階層については、当該個人に関する情報を特定されるおそれのあることから、平均額を示す点を省略。

注3： 該当者が4人以下の年齢階層については、当該個人に関する情報を特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位の表示を省略。



注1： 該当者が2人以下の年齢階層については、当該個人に関する情報を特定されるおそれのあることから、平均額を示す点を省略。

注2： 該当者が4人以下の年齢階層については、当該個人に関する情報を特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位の表示を省略。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	2	55.5			
本部係長	7	46.8	5,493	6,363	6,908
本部係員	2	33.0			

注：本部課長及び本部係員該当職員は2人のため、当該個人に係る情報が特定されるおそれのあることから、平均年間給与額及び四分位の記載は省略した。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	16	51.6	9,161	9,570	9,838
主任研究員	8	41.1	7,447	7,851	8,121
研究員	6	35.5	5,489	5,630	5,781

注：表中の「本部課長」とは、本部課長相当職の研究職員を示す。

職級別在職状況(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	係員主任	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	課長	部長	部長	部長	理事長が決定する
人員(割合)	17	該当者なし(%)	4(23.5%)	7(41.2%)	3(17.6%)	該当者なし(%)	2(11.8%)	1(5.9%)	該当者なし(%)	該当者なし(%)	該当者なし(%)
年齢(最高～最低)		～	35～32	58～36	48～40	～	～	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	3,596～3,016	5,042～3,979	5,373～4,715	～	～	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	4,812～4,224	6,952～5,400	7,617～6,624	～	～	～	～	～	～

注：6級及び7級については、級別及び職種別に該当が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢以下の欄について記載を省略

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	主任研究員	総括研究員主任研究員	上席総括研究員総括研究員	理事長が決定する
人員(割合)	37	該当者なし(%)	6(16.2%)	8(21.6%)	15(40.5%)	8(21.6%)	該当者なし(%)
年齢(最高～最低)		～	38～31	43～38	62～46	60～49	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,262～3,855	6,615～5,164	7,722～6,246	9,145～7,855	～
年間給与額(最高～最低)		～	5,909～5,343	8,778～7,088	10,385～8,506	12,773～11,055	～

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.0	% 66.2	% 63.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.0	% 33.8	% 36.3
	最高～最低	% 47.1～33.1	% 38.5～30.2	% 42.8～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 68.6	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.0	% 31.4	% 33.1
	最高～最低	% 37.6～33.6	% 32.9～29.4	% 35.0～31.9

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.9	% 60.2	% 59.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.1	% 39.8	% 40.9
	最高～最低	% 43.1～38.1	% 41.5～38.4	% 42.1～38.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.1	% 67.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.9	% 30.9	% 32.3
	最高～最低	% 35.9～31.9	% 35.0～29.1	% 34.4～30.4

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員)	対国家公務員(行政職(一))	96.9
	対他法人(事務・技術職員)	90.3

(研究職員)	対国家公務員(研究職)	96.2
	対他法人(研究職員)	94.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

(特になし)

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成18年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 647,150	千円 664,822	千円 (%) 17,672 (2.66)	千円 (%) - (-)
退職手当支給額 (B)	千円 28,980	千円 88,414	千円 (%) 59,434 (67.22)	千円 (%) - (-)
非常勤役員等 給与 (C)	千円 41,100	千円 37,559	千円 (%) 3,541 (9.43)	千円 (%) - (-)
福利厚生費 (D)	千円 83,291	千円 73,883	千円 (%) 9,408 (12.73)	千円 (%) - (-)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 800,521	千円 864,678	千円 (%) 64,157 (7.42)	千円 (%) - (-)

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費における対前年度比について、その増減の要因
 給与、報酬等支給総額の減 : 平成17年12月の俸給月額の変額改定、職員数の減等
 最広義人件費の減 : 給与、報酬等支給総額の減に加え、平成17年度と比較し退職手当支給件数が減少したことにより同手当支給額が大幅に減となったこと。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況(予定のものを含む)。

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」において示された、国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5.0%以上の削減を行う。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

iii) 上記 ii) の進捗状況

- ・基準年度の「給与、報酬等支給総額」: 17年度 664,822千円
- ・当年度の「給与、報酬等支給総額」: 18年度 647,150千円
- ・当年度までの人件費削減率 $2.66 (647,150千円 - 664,822千円) \div 664,822千円 \times 100$

注記 1) 当法人の附属明細書(「役員及び職員の給与明細」)は法定福利費を含んでいる。

2) 当法人の附属明細書(「役員及び職員の給与明細」)は派遣職員に対する費用及び法定外福利費は含まれていない。

法人が必要と認める事項

特になし